

## 令和6年度 自殺対策に係る周知等の取組みについて

### 1 第2次自殺対策計画の周知

小金井市ホームページに掲載して公表するほか、健康課（保健センター）、広報秘書課 広聴係（同庁舎1階）、情報公開コーナー（同庁舎6階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）及び東小金井駅開設記念会館に設置する。

また、教育委員会と連携の上、市立小中学校にも配布し、令和6年度以降の自殺対策事業の周知を行うとともに、各種相談窓口等の周知を改めて行う。

### 2 各種相談窓口の周知

#### (1) 子ども・若者への周知①

市立小中学校に加え、市内私立中学校・高校に対し、各種相談窓口を記載したチラシ・リーフレット等を配布する。

#### (2) 子ども・若者への周知②

専門学校、大学等に対し、各種相談窓口の連絡先が記載されたチラシ・リーフレット等を配布する。

#### (3) 勤労者等への周知

社会福祉協議会へ各種相談窓口の連絡先が記載されたチラシ・リーフレット等を配布する。

#### (4) 市ホームページにおける周知の強化

9月の自殺対策強化月間、3月の自殺対策強化月間に加えて、通年で各種相談窓口を市のホームページに掲載する。

### 3 自殺対策強化月間における取組

9月の自殺対策強化月間に合わせて東京都と連携し、武蔵小金井駅（予定）において街頭キャンペーンを実施し、自殺対策に係る啓発物を配布する。

### 4 ゲートキーパー養成研修の実施

ゲートキーパーの役割を担う人材の育成を目的に、市民、関連団体職員及び市職員研修を実施する。

### 5 メンタルチェックシステムの活用

パソコンや携帯電話で、ストレス度や落ち込み度をチェックできるシステムを市ホームページで案内し、利用者が自分のこころの状態をチェックできるようにする（継続事業）。